

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県海面漁業調整規則の一部改正
- ◇告示 生活保護法による医療機関の指定
指定医療機関の廃止
- 森林区実施計画実行調査委託要綱の一部改正
- 肥料の登録
- 特産物振興施設資金の融通要綱
- 肝てつ検査及び駆除

規則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十七号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

十二 敷網漁業（第二種共同漁業に該当しないもの）

第三十六条表中

「まき網漁業（農林大臣の許可するものを除く。）」を削る。

を削る。

第三十七条表中

「まき網（農林大臣の許可するものを除く。）」を削る。
第四十条第一項中表を次のように改める。

漁業種類	総設備容量の範囲
中型まき網漁業（船舶の総トン数十五トン未満のものを除く。）	発電機（蓄電池を含む） 七五キロワット以下 集魚灯に使用する電球 六〇〇ワット以下
棒受網漁業	三、五キロワット以下 〇〇〇ワット以下

まき網漁業及び中型まき網漁業(船舶の総トン数十五トン以上のものを除く)

数 網 漁 業

五キロワット以下	〃
三、〇〇〇ワット以下	〃
二、〇〇〇ワット以下	〃

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用についてはこの規則施行後も、なお、従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現に第五条第十二号に規定する漁業を営む者が、この規則施行の日から三十日以内に

告 示

第七条の規定による許可の申請をした場合は、当該申請に対し許可の処分があるまで、なお、従前の例による。

鳥取県告示第三百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十三年七月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診 療 科 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
内科、小児科	緑町診療所	鳥取市卯垣一五四	昭和三十三年四月 十八日
内科、整形外科、X線科	勝部診療所	気高郡青谷町紙屋六一四	五月 二十日
外科、皮膚科、泌尿科、肛門科	名島外科医院	倉吉市東岩倉町二二三六	五月二十五日
内科、小児科、耳鼻咽喉科	福生診療所	米子市上福原一、一九二	六月 十二日

鳥取県告示第三百二十四号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十二号)第十四条の規定により指定医療機関から次のとおり廃止届があつた。

昭和三十三年七月二日

診療科名	名 称	鳥 取 県 知 事	遠 藤 茂
一 般	勝部村国民健康保険直営診療所	気高郡勝部村紙屋	経営不能 昭和二十七年十月二十五日

鳥取県告示第三百二十五号

森林区実施計画実行調査委託要綱(昭和三十年九月鳥取県告示第四百五十三号)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年七月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一条中「地方事務所長及び」を削る。

第七条第一号中「林業経営指導員」を「林業改良指導員」に改め、同号(2)を次のように改め、同号(1)を削り、同号(1)を同号(2)とし、以下順次繰り上げる。

(2) 森林の種類(制限林、適正伐期令級未満の令級に属する針葉樹の普通林、適正伐期令級以上の令級に

属する針葉樹の普通林、広葉樹の普通林

第七条第一項第二号(1)中「用材林」を「針葉樹」に改め、同号(2)中「薪炭林」を「広葉樹」に改める。

第一号様式契約書前文中「何々地方事務所長(山林事務所長)」を「何々山林事務所長」に改める。

第二号様式あて先中「地方事務所長」を削る。

第三号様式種類の欄中「用材林薪炭林」を削り、同様式中「林業経営指導員」を「林業改良指導員」に改める。

第四号様式あて先中「地方事務所長」を削る。第五号様式あて先中「地方事務所長」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、昭和三十二年五月三十一日から適用する。
- 2 この要綱のうち林業改良指導員が行うべき事項については、法令による林業改良指導員の設置が完了するまでの間は、林業経営指導員又は林業技術普及員が行うものとする。

鳥取県告示第三百二十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十二年七月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

肥料の名称

保証成分
(パーセント)

住 生

所 産

氏 業

名 者

鳥取県第二五八号

七、〇魚かす粉末

窒素全量 七・〇〇
磷酸全量 六・〇〇

倉吉市上井三二〇
の一

鳥取県中央農業協同組合
会長理事 近池利勝

鳥取県告示第三百二十七号

特産物振興施設資金の融通要綱を次のとおり定める。

昭和三十二年七月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

特産物振興施設資金の融通要綱

(目的)

第一条 この要綱は、特産物の振興をはかるため、農業者及び農業協同組合（以下「組合」という。）に対し、農林業経営に必要な資金の融通を円滑にする措置

に關し、必要な事項を定め、もつてその経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「農林業者」とは、農業又は林業をおもな業務とする者であつて、しいたけ若しくは果樹を栽培するものをいう。

2 この要綱において「施設資金」とは、鳥取県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）が農林業者又は組合に対し、しいたけ乾燥施設及び果樹棚、果樹病害虫防除施設並びに果樹園土じよう流亡防止施設の資金として貸し付ける資金で次の各号に該当するものをいう。

一 貸付額がその施設に要する経費の八割（八割をこえるものにあつては、そのこえる部分を除く。）を限度とし、他の助成事業にかかるものを除き、農林業者一人につき十万円（十万円をこえる場合にあつては、そのこえる部分を除く。）ただし知事が特に必要と認めた場合を除く。）以内のもの。

二 償還期間が五年以内のもの。

三 利率が農林業者に貸し付けられる場合は年八分五厘以内、組合に貸し付けられる場合は年七分五厘以内のもの。

四 償還方法が年一回又は二回の元本均等償還のもの。
(利子補給)

第三条 県は、県信連がこの要綱の定めるところにもとずいて施設資金を貸し付けたときは、県信連に対し利子補給を行う。

2 前項の規定により県が県信連に対して行う利子補給の額は、当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分の割合で計算した金額とする。

3 第一項の規定により県が県信連に対し利子補給を行う期間は、各融資につきその融資が行われた日から融資期間満了の日までとする。

(損失補償)

第四条 県は、県信連が施設資金を貸し付けたことによつて損失を受けたときは、県信連に対しその損失を補

償する。

2 前項の規定により県が県信連に対して行う損失補償の額は、県信連の融資した金額の元本の最終償還期限到来後三箇月を経過してなお元本又は利子（遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の三十に相当する額のどちらか低い額とする。

(施設資金の総額)

第五条 第三条及び第四条の規定による利子補給及び損失補償の対象となる施設資金の総額は毎年度知事が定める。

(債権の回収)

第六条 県信連は、第四条の規定により県から損失補償を受けた後に、当該融資にかかる債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失の填補に充当し、なお残額が

あるときは、県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を県に納付しなければならない。

(利子補給及び損失補償の切戻又は返還)

第七条 県は県信連がこの要綱に違反したときは、県信連の行つた融資について利子補給及び損失補償を行わず、又はすでに交付した利子補給金及び損失補償金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び検査)

第八条 知事は、施設資金の貸付が適正に行われているかどうかを知るために必要があると認めるときは、当該資金を貸し付けた組合若しくは県信連から報告を徴し、又はその職員をして組合若しくは県信連の帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

(施設資金の貸付)

第九条 施設資金の貸付は、知事が別表に掲げる融資対象選定基準により特産物振興施設資金借入資格者として認定したもののうちから県信連が決定する。

2 施設資金を借り受けようとする者は、別記様式によ

貸付金の種類	貸付対象	選定基準	規格	貸付を受けることができる者
果樹園の施設資金	果樹園の購入	なし又はぶどうを一反歩以上栽培しており、作付後五年から六年を経過し、その管理が適当であつて普通の生産をなし、将来果樹によつて農業経営し、	県の指導のもとで、栽培面積が十五度以上あり、県の指導を受け現地に最も適合した施設を農林業者が設置するもの。	農林業者
果樹園の施設資金	果樹園の購入	なし又はぶどうを一反歩以上栽培しており、作付後五年から六年を経過し、その管理が適当であつて普通の生産をなし、将来果樹によつて農業経営し、	県の指導のもとで、栽培面積が十五度以上あり、県の指導を受け現地に最も適合した施設を農林業者が設置するもの。	農林業者
果樹園の施設資金	果樹園の購入	なし又はぶどうを一反歩以上栽培しており、作付後五年から六年を経過し、その管理が適当であつて普通の生産をなし、将来果樹によつて農業経営し、	県の指導のもとで、栽培面積が十五度以上あり、県の指導を受け現地に最も適合した施設を農林業者が設置するもの。	農林業者

(別表)

融資対象選定基準

この要綱は、昭和三十二年七月二日から施行する。

附 則

3 知事は、第一項の認定をしたときは、認定書を県信連に交付する。

る申請書及び添付書類を毎年度知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

特産物振興施設資金借入認定申請書

1. 借入申請金額	円		
2. 借入金の使途及び利率	施設資金（農業協同組合共同利用施設資金、軟貸資金）		
3. 元本の償還及び利息の支払の時期並びに方法	(1) 償還期間	年	分 厘
	(2) 償還方法	半年賦、年賦	
	(3) 元利金払込期日	月 日	月 日
4. 借入れようとする理由			
5. 借入れようとする時期	昭和	年	月
6. 保証人に関する事項			
7. 物的担保に関する事項			
8. 既存施設の概要その他の参考事項	(1) 申請組合の既存数量		
	(2) 事業の立地条件および経路環境		
	(3) その他事業について参考となる事項		

上記のとおり特産物振興施設資金の借入れをしたいので特産物振興施設資金借入資格者として認定下さいませよう、別紙関係書類を添え申請します。

昭和 年 月 日

所在地
名称

農取県知事

代表者

印

0000
0000
0000

(記載注意)

- イ、提出する書類は各借入対象事業ごとに3部提出すること。
- ロ、2借入金の使途及び利率欄の()内と、3元本の償還及び利息の支払の時期並びに方法欄中②償還方法とは、それぞれ該当する部分を○で囲むこと。
- ハ、4借入れようとする理由欄には、例えば特産物の増収効果、雇傭労賃の節減効果等がみられる場合なるべく計数的に説明すること。
- ニ、6保証人に関する事項欄には、理事、監事及び組合員の保証の存否並びに方法等について記載すること。この場合、保証人が理事等全員の場合は、理事等全員とのみ記入し、氏名は不要とする。ただし全員保証でない場合は氏名も記入すること。
- ホ、7物的担保に関する事項欄には、とくに記入を慎重にし、既存物権を担保にする場合は、登記簿抄本を添付し、それにより担保の所在地、種類、規模及び提供順位等を明瞭に記入すること。また本資金によつて建設する施設を担保にする場合には、融資対象施設と記入すること。

特産物振興施設資金借入認定申請書の添付書類

- 総括資料
 - 1. 最近1ケ年の事業報告書
 - 2. 最近の試算表及び主要勘定科目の明細表
 - 3. 借入について総会又は理事会等の議事録の写
- 融資対象事業に関する資料
 - 1. 事業計画.....別紙1

2. 利用計画.....別紙2

- 3. 資金計画.....別紙3
- 4. 既存施設、本施設の所在、地形、交通関係等を記載した平面略図
- 5. 設計書もしくは見積書
 - 償還計画.....別紙4

(1) 農業協同組合の借還計画

借入時に よる区分	借 入 先	借 入 額	借 入 条 件	借 還 財 源	備 考
1 今回借入申込分		円			
2 既借入分					
3 //					
4 //					
5 今後借入予定分					
合 計					
延 滞 関 係					

- 注 1. 本件に関係ある借入金全体につき、1件ごとに記入すること。
 2. 借還財源について、借入金ごとに増資、賦課金、事業利益、利用料等に分割して記入すること。
 3. 今後借入予定分については、本事業に関連する資金の借入計画がある場合にのみ記入すること。
 4. 延滞関係保欄には延滞元利息、約定支払日延滞理由及び対策を記入すること。

00006

00007

(2) 農林業者の借還計画

氏名	借 入 条 件	年間借還 金(含利息)	借 還 財 源			農協に 対する 出資 する 資金	農協に 対 する 財金	借 入 金	備 考
			保配及び 担保関係	増資	事業利益				
借入金額	借還方法 は	円	円	円	円	円	円		
	日歩または 年利	円	円	円	円	円	円		
計									

- 注 1. 借還財源は、米、麦、蕪、果実、しいたけ、木炭代金等に分割して記入すること。
 2. 借入金は、災害資金、有畜資金、農業手形等に分割して記入すること。

鳥取県告示第三百二十八号

次のように肝てつ検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年七月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ予防及び駆除のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛——但し生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
肝てつ検査——皮内注射反応法、虫卵検査法
肝てつ駆除——ヘキサクロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
七月七日	鳥取市美穂	同上
" 八日	" 美保	"
" 九日	" "	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

鳥取県